

知財法務の勘所Q & A（第48回）

いわゆるFRANDの抗弁について



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 早田 尚貴

Q FRANDの抗弁とは何でしょうか。

A 知財高裁平成26年5月16日判決・決定は、FRAND宣言をした特許権者が、FRAND条件でのライセンスを受ける意思を有する者に対し、特許権に基づく差止請求権を行使することは許されず、また、特許権に基づく損害賠償請求権の行使についても、FRAND条件によるライセンス相当額を超える賠償額を請求することは許されないと判断しました。特許権者がFRAND宣言をしたとの事実に基づく、これらの特許権の制約事由のことをFRANDの抗弁と呼びます。

1 問題の所在について

携帯電話の通信規格等を定める各種の標準化団体では、標準化活動に参加しようとする企業が現に取得していたり、将来、取得すると見込まれたりする特許について、当該企業に自発的に申告させた上で、公平（Fair）、合理的（Reasonable）かつ非差別的（Non-Discriminatory）な条件でライセンスする用意がある旨の宣言（以下「FRAND宣言」といいます。）をすることを求めるルールが採用されることが一般的です。

ところで、標準規格を実施するために必須な特許を有する特許権者が、FRAND宣言をしたものの、いまだ当該特許を実施しようとする者（以下「利用者」といいます。）との間でライセンス契約を締結するに至らない間に、利用者が当該特許を実施したという場合を考えると、ライセンス契約が締結されていない以上、当該利用者は客観的には無権限で当該特許を実施しているといわざるを得ません。そのような場合、我が国特許法の規定に従えば、特許権者は、当該利用者に対し、特許権の実施の差止めを請求することができ（特許法100条）、無権限実施により生じた損害の賠償を請求することができる（民法709条、特許法101条）との結論になるのが自然です。

しかし、そのような結論を無条件で是認してしまうと、利用者側は、特許を保有するという強い立場にある特許権者に対抗する術がない状態（いわゆるホールドアップ状態）になってしまい、不当に高額なロイヤリティの支払を余儀なくされるか、あるいは、当該特許が必須となっている標準規格の利用自体を諦めざるを得ないということになりますので、その結果、標準規格の普及というFRAND宣言の本来の目的に反する結果が生じかねません。そこで、標準規格の実施に必須な特許についてFRAND宣言がされた場合、そのような特許に基づく差止請求権や損害賠償請